

令和7年度 第1回 栃木県公共事業評価委員会(再評価)案件一覧表

事業 区分	事業名		事業 採択 年度	前回 評価 年度	再評価実施理由		特に重点的な審議を要する案件					備考
							(a)	(b)	(c)	(d)	個別審議とする理由	
街路	1	街路づくり事業 足利佐野都市計画道路3・4・1号 前橋水戸線 佐野市大橋	R2	—	オ	全体事業費の変更	個別			○	推定事業費が17.5億円から23.9億円(×1.37)に増加したため	
河川	2	安全な川づくり事業 一級河川 旗川 足利市 寺岡町	R3	—	イ		個別		○	○	推定事業費が9.8億円から19.0億円(×1.94)に増加したため	
河川	3	安全な川づくり事業 一級河川 思川 鹿沼市 深程	H28	—	イ		個別		○	○	推定事業費が22.6億円から48.4億円(×2.14)に増加したため	
街路	1	街路づくり事業 足利佐野都市計画道路3・5・101号 毛野西新井線 足利市西新井町	H31	—	オ	事業期間の変更	一括					
河川	2	安全な川づくり事業 一級河川 姿川 宇都宮市 大谷町	R3	—	イ		一括					
河川	3	安全な川づくり事業 一級河川 名草川 足利市 利保町	R3	—	イ		一括					

◆再評価理由

ア 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
 イ 事業採択後一定期間が経過した時点で継続中の事業
 ウ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業
 エ 再評価実施後一定期間が経過している事業
 オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の
 大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆個別審議、一括審議の選定

以下の項目にひとつでも該当する場合は、重点的な審議(個別審議)を実施する。

- (a) 事業計画に大幅な変更がある
 (b) 推定便益の変更が±10%を超える事業
 (c) 推定事業費の変更が±10%を超える事業
 (d) その他の要因